

電子的診療情報連携体制整備加算

に係る施設基準の掲示

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備しております。

<共通の体制>

1. 医療DX推進の体制に関する事項

オンライン資格確認等システムを通じて取得した診療情報・薬剤情報・特定健診情報等を、診察室において医師が閲覧・活用できる体制を整備し、質の高い医療の提供に努めています。

2. 明細書の無償交付

算定した診療報酬の区分・項目の名称およびその点数を記載した詳細な明細書を、患者さんに無償で交付しています。

3. オンライン資格確認を行う体制

オンライン資格確認等システムを導入し、マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）による資格確認を行う体制を有しています。

4. マイナ保険証の利用促進

マイナンバーカードの健康保険証利用について、受付での声かけおよび院内ポスターの掲示により、積極的に利用を促進しています。

5. 電子処方箋を発行する体制

電子処方箋を発行する体制を有しています。

6. マイナポータルに基づく健康管理相談

マイナポータルに掲載される医療情報等に基づき、患者さんからの健康管理に係るご相談に応じる体制を有しています。

<入院医療における医療情報システムの安全管理体制>

7. 安全管理ガイドラインへの準拠および責任者の配置

厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制を整備するとともに、専任の医療情報システム安全管理責任者を配置し、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を年1回以上、定期的を実施しています。

8. バックアップ体制および業務継続計画（BCP）

医療情報システムのバックアップを複数の方式を組み合わせで取得し、その一部をオフライン環境で保管しています。あわせて非常時に備えた業務継続計画（BCP）を策定し、定期的に訓練・演習を実施しています。

<情報の公開>

9. 院内掲示およびホームページへの掲載

上記の医療DX推進の体制に関する事項および、質の高い医療を実施するために十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所および当院ホームページに掲載しています。

上記の体制に基づき、外来では初診時に「電子的診療情報連携体制整備加算2」として9点を、再診時に2点を、それぞれ月1回に限り算定させていただきます。また、入院時には「電子的診療情報連携体制整備加算1」として160点を入院初日に算定させていただきます。患者さんのご負担が増えることとなりますが、より安全で質の高い医療の提供に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8年 6月 1日
医療法人社団三光会 そのべ病院
管理者 園部 光一

埼玉県本庄市千代田3-4-2 TEL 0495-21-2171